

クーリング・オフ制度

訪問販売や電話勧誘などで契約の申込みまたは契約を結んだあとに、消費者に冷静に考え直す時間を与え、一定期間内であれば、損害賠償や違約金の請求を受けることなく、無条件で申込の撤回や契約の解除を行える制度です。クーリング・オフできる取引は法律や約款などに定めがある場合に限られます。

■クーリング・オフの効果

クーリング・オフの書面を発信した時点で効力が生じます。

- 損害賠償や違約金を請求されません。
- 既に支払った代金は、業者から全額返金されます。
- 商品の引き取り費は、販売業者が負担します。
- 商品を使用していた場合でも業者は対価を請求できません。

※ただし、以下の場合はクーリング・オフは適用されません。

- ・総額3千円未満の商品で、代金を現金で全額支払っている場合
- ・化粧品や健康食品などの消耗品で、開封したり、使用した場合

■クーリング・オフの手続方法

- ①クーリング・オフの通知は、クーリング・オフ期間内に、契約解除の意思を証拠として残すため、必ず書面で行います。
- ②はがきの場合は両面コピーを取り、郵便局に持参し「簡易書留」か「特定記録郵便」で通知します。コピーは大切に保管しましょう。
- ③クレジットを利用したときは、販売会社と信販会社の両方に通知します。



訪問購入にもクーリング・オフが適用されます

自宅を訪問し、強引に貴金属を買い取る「押し買い」のトラブルが増加したことを受け、平成24年8月に特定商取引法が改定されました。平成25年2月21日以降の取引であればクーリング・オフできます。

※ただし、大型家電、家具、自動車、本、CD、DVD、ゲームソフト類、有価証券は対象外です。